

対 照 表

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

改 正 案	現 行
<p>(市民参加の権利)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとし、市は、<u>青少年及び子どもが市民参加できるように配慮するものとする。</u></p> <p>(市民参加の対象)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第74条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。<u>ただし、市民参加の手続きを行わない場合は、その事案の概要と理由を公表するものとする。</u></p> <p>(市民参加の方法)</p> <p>第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、<u>障がい</u>の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。</p> <p>2 市民は、前条第1項に掲げる行政活動に関する市民参加の手続きの方法について、<u>別に定める規定に基づき</u>、市の実施機関に提案することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見などの取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市の実施機関は、<u>提出された意見、提案、情報等が受け入れられなかった場合においては、前項各号に掲げる事項に加えて、その理由を公表するものとする。</u></p> <p>(審議会等の委員)</p> <p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、<u>市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りではない。</u></p>	<p>(市民参加の権利)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。</p> <p>(市民参加の対象)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第74条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。</p> <p>(市民参加の方法)</p> <p>第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、<u>障害</u>の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。</p> <p>2 市民は、<u>市の実施機関が前条第1項の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて別に定める規定に基づき</u>、市民参加の手続きの方法について、市の実施機関に提案することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見などの取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(審議会等の委員)</p> <p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、<u>市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(意見の提出方法等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に<u>30日以上</u>の期間を設けなければならない。<u>ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を3週間とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(報告書の作成等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、前項の規定により提出された報告書を<u>公表するものとする。ただし、公表することが適当でない場合は、この限りではない。</u></p> <p>(その他の市民参加の手続き)</p> <p>第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、<u>説明会、ワークショップ、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。</u></p> <p>(財政的支援)</p> <p>第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の<u>財政的支援を行うものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(意見の提出方法等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に<u>2週間以上</u>の期間を設けなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告書の作成等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、<u>必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>(その他の市民参加の手続き)</p> <p>第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、<u>説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。</u></p> <p>(財政的支援)</p> <p>第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の<u>財政的支援に努めるものとする。</u></p>